

提 案 ・ 要 望 書

平成 2 3 年 6 月

島 根 県

島根県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県におきましては、財政健全化をはじめとする行財政改革に全力で取り組みながら、産業振興等の各種施策を展開していますが、地域経済の停滞に加え、地域間格差の拡大などにより、行財政運営は非常に厳しい局面を迎えています。

我が国におきましては、東日本大震災に起因する広範かつ甚大な被害からの復興に向け、全国民が一丸となって取り組む必要があります。

国力を維持し、安全で安心な国土を形成するためには、地方の諸課題を解決し、地方への分散を進めることも大事です。

こうした考えに立って、平成24年度の国の予算編成と今後の施策展開において実現していただきたい事項をとりまとめましたので、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

平成23年6月

島根県知事 溝口 善兵衛

島根県議会議長 洲 浜 繁 達

島根県 提案・要望事項(厚生労働省関係)

I 医師・看護職員確保対策の推進

- 1 医師不足が深刻な地方の病院での勤務や、産科・外科など不足する診療科で勤務する医師を増やすよう、必要な措置を講じること。
 - (1) 医師が不足する地域や診療科に勤務する医師の処遇を手厚くすること。
 - (2) 産科・外科などにおける医療事故・医療紛争を裁判外で早期に解決できる制度を構築すること。また、早期の被害者救済のため、無過失補償制度を拡充すること。
 - (3) 後期臨床研修を国の制度として義務づけるとともに、地域ごと、診療科ごとの定員を設け、医師の偏在是正を図ること。
 - (4) とりわけ喫緊の課題である「安心してお産のできる体制」を維持するため、国の責任において、産科医、麻酔科医、小児科医、助産師の育成や配置調整などにより早急な周産期医療提供体制の確立を図ること。
- 2 文部科学省と連携し、医師養成体制の充実や、大学によるへき地医療支援を促進すること。
 - (1) 産科・外科など不足する特定の診療科を専攻する学士入学枠を国公立大学や私立大学の医学部に設けること。
 - (2) 地域医療に求められている、総合的に患者を診る能力を持つ医師を養成するため、教育体制の強化を図ること。
 - (3) 大学で一定の医師を確保し、へき地医療機関等へ派遣できるよう、大学勤務医師に対する処遇の改善（教育職俸給表ではなく医療職俸給表の適用による賃金水準の確保など）を行うこと。
- 3 「第7次看護職員需給見通し」を踏まえて、看護職員の養成・離職防止・再就業促進等の取組みに対する財政支援の充実、給与等の処遇や勤務環境の改善など、地域の医療・福祉を支える看護職員の安定確保対策を講じること。
- 4 医師・看護職員の確保、処遇の充実、従事環境の整備等の十分な取組みが行えるよう、過疎地における公立・公的病院等への財源支援措置の充実を図ること。
- 5 勤務医や看護職員の過剰勤務解消のため、医療の現状、医療の利用の仕方などについて、国民への広報・啓発を強化すること。

Ⅱ 少子化対策の推進

- 1 出産・子育てを行う世帯の経済的負担の軽減策を講じること。
 - (1) 乳幼児医療のような基本的なサービスについては、国において本人負担の軽減措置を拡充すること。
 - (2) 特定不妊治療の医療保険適用を図ること。
 - (3) 妊婦健診への公費助成を恒久的な措置とすること。
 - (4) 多子世帯等における保育料の更なる軽減を図ること。
- 2 待機児童を解消し良好な保育環境を提供するため、保育所の整備が確実に
行えるような制度を創設すること。
- 3 中山間地域や離島などの小規模な保育所等でも、安定的な事業運営や多様
なサービス提供ができるよう支援措置を拡充すること。
- 4 様々な地域住民の参画による子育て支援の取組みについて、安心こども基
金の継続など、引き続き財政措置を講じること。
- 5 今後の保育制度改革の検討にあたっては、国の責任を明らかにした上で、
市町村や保育現場の意向も踏まえた制度設計を行い、保育の質の確保と向上
を図ること。
 - (1) 財政力が弱い自治体においても、必要なサービスが持続的に提供でき
るよう、適切な財政措置を講じること。
 - (2) 保育を必要とする児童が確実にサービスを受けられる仕組みとするこ
と。

Ⅲ がん対策の推進

- 1 がん薬物療法やがん放射線療法を専門とする医師・看護師等の医療従事者の養成が確実に行われるよう、十分な予算を確保し、地域の実情に応じた研修体制を充実すること。
- 2 医療機器の整備及び専門医の配置等の指定要件を緩和し、地域の実態に即して、がん診療連携拠点病院を確保すること。また、がんの診断・治療に係る高度医療機器の整備を促進すること。
- 3 保険者に被保険者のがん検診受診を義務づけるなど、企業等におけるがん検診受診を促進すること。
- 4 患者会等が行っている患者支援活動に対する支援策を講じること。
- 5 がん治療に係る有効な未承認薬の承認及び承認薬の保険適用の拡大を一層迅速に進めること。
- 6 国の継続的な公費負担のもと、市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン接種を着実に推進すること。

IV 東日本大震災後の雇用情勢への対応

経済・雇用情勢は、今後もより厳しい状況になることが予想されることから、離職対策や就職支援を充実すること。

- (1) 離職者に対する住宅や生活に関する支援策である「第二のセーフティネット支援施策」を延長すること。
- (2) 「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」について、平成24年度以降も継続実施すること。また、「緊急雇用創出事業」について、雇用・就業期間の要件を緩和すること。
- (3) 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金、3年以内既卒者トライアル雇用奨励金、既卒者育成支援奨励金について、平成24年度以降も継続実施すること。また、3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金について、支給回数制限を撤廃すること。
- (4) 東日本大震災に伴う雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金の特例措置の対象地域を全国に拡大すること。また、東日本大震災の影響により事業活動が縮小した事業主については、支給限度日数を拡大すること。